

診療情報の開示について

当院では、患者様に診療情報を提供することにより、疾病や診療の内容に対する理解を促し、患者様と病院が信頼関係を保ちながら共同して医療を行なっていく事を目的としており、ご本人様のご要望により、診療情報の開示を受ける事が出来ます。

● 開示の対象となる患者さんの範囲

当院において、「外来または入院診療を受けられた患者様」が対象となります。

● 開示請求できる方

カルテの開示を請求出来る方は以下の通りです。

1. 患者様本人
2. 患者様の法定代理人
3. 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
4. 患者様が死亡されている場合は法定相続人
5. 患者様本人から代理権を与えられた親族（※但し、6親等以内に限る。）
6. 患者様が成人であって判断能力に疑義がある場合は、現実には患者さんの世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者の方



● 開示の方法

以下の方法により、カルテ開示を行います。

1. 閲覧
2. 複写（コピー）
3. 主治医等による口頭説明

※開示に際しては、当院が定める所定料金を負担していただきます。

手数料：¥ 5, 0 0 0	+	コピー代（1面あたり）：¥ 1 0	+	消費税	=	診療録開示負担金
----------------	---	-------------------	---	-----	---	----------

● 開示出来ない場合

以下の事由に該当する場合は、開示出来ない事があります。

1. 診療情報の開示が患者様ご本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合
2. 患者様のご家族等の希望で診断名をご本人に告知していない場合
3. 診療情報の開示が第三者の利益を害する恐れがある場合
4. 診療情報の開示を不相当とする相当の事由がある場合
5. 診療情報の中に、他病院からの紹介状が含まれており、その開示を他病院が拒否している場合
6. 診療情報の開示が、直接ご家族、医療従事者あるいは他の第三者等の攻撃対象となっている場合
7. 訴訟目的が明らかである場合など（※この場合は、裁判所を通じての診療録提出要請が行われる）
8. 明らかに恐喝行為、マスコミへの発表を目的としている場合など



● お問い合わせ先

医事課：診療録開示担当係（医事課長）宮永 TEL：092-804-3300

※お問い合わせの際には、「診療情報の提供に関する事」をお申し出下さい。